

＜日本マイクログラビティ応用学会誌投稿規定＞

1989年1月9日制定
1991年4月15日改訂
2002年10月9日改訂
2004年1月7日改訂
2006年1月13日改訂

「日本マイクログラビティ応用学会誌」は、日本マイクログラビティ応用学会が発行し、マイクログラビティ応用研究の発展に寄与する原著論文及び記事を掲載する。

1. 掲載論文及び記事の種類

原著論文及び、学会活動に必要な記事（解説、技術紹介、寄書、コーヒーブレイク、各種のニュース、会合情報等）を掲載する。

1.1 原著論文

マイクログラビティ応用のための研究に寄与する理論、技術、装置開発およびそれによって得られたあらゆる分野での研究成果に関する原著論文。

Original articles dealing with theory, methods, techniques and instrumentations in any field of science, which will promote the application of microgravity.

1.2 解説

編集委員会の依頼により、著者自身の独創性ある研究を中心として最近の進歩が著しい主題等について、その内容をわかりやすく解説する。最近の文献が整備されていることが望ましい。

1.3 研究紹介

編集委員の依頼により、トピック的な最近の研究成果を簡潔に紹介する。

1.4 技術紹介

編集委員会の依頼により、多くの会員にとって有益なマイクログラビティ実験技術、実験装置などについて、また、その最近の動向などを説明する。

1.5 国内外の動き

編集委員の依頼により、国内外におけるマイクログラビティ応用に関する各種の動向等を紹介する。

1.6 講座

編集委員会の依頼により、多くの会員にとって有益な基礎的な主題について、体系的に平易に解説する。

1.7 用語解説

編集委員会の依頼により、多くの会員にとって有益なマイクログラビティに関する専門用語、略語などを解説する。

1.8 寄書・コーヒーブレイク

マイクログラビティ応用に関連して会員が興味を持つ技術情報、意見、感想など。

1.9 ニュースおよび会合情報等

開催された学会・会議の状況、今後の国内・国際会議、研究会などの案内、内外のマイクログラビティ実験の消息、論文の訂正などの簡潔な記事。

2. 原著論文に関する手続き

2.1 用語

日本語もしくは英語とする。

2.2 種類

本論文およびショートノートとする。

1) 本論文

- (1) 日本語および英語のいずれの場合も、100語程度の英文アブストラクトをつける。
- (2) 日本語の論文には英文のタイトルをつける。
- (3) 図表およびその説明は英文とする。
- (4) ページ数には制限はつけない。

2) ショートノート

特に急いで発表の必要のある短い研究ノート、実験手段の開発、装置の工夫、測定や計算結果、研究に関するコメント等。

2.3 投稿資格

著者には本学会会員を含むこと。但し、編集委員会が認める場合はこの限りではない。

2.4 投稿時期

原著論文を投稿する場合は、査読に要する時間的余裕を十分考慮して投稿しなくてはならない。

2.5 二重投稿の禁止

本学会誌に投稿中の原著論文と同一の内容の論文を、他の原著論文誌に投稿してはならない。また、他の原著論文誌に掲載済みまたは投稿中の論文と、同一内容の論文を本学会誌に原著論文として投稿してはならない。

3. 投稿手続き

3.1 原稿作成

原稿の執筆は、別に定める「原稿作成の手引き」による。

原稿が日本語の場合も、英文によるタイトル、氏名、所属、住所を併記すること。解説、研究紹介、技術紹介にも英文のアブストラクトを添付し、図表およびその説明は英文とする。

3.2 投稿票

原稿の種類、著者名、研究場所、その所在地、連絡先を規定の投稿票に明記して、原稿に添える。

3.3 原稿の送付

正原稿1部に加え原著論文では副2部、それ以外の記事では副1部、および電子媒体一式を、下記の編集事務局に送付する。

4. 受理後の処理

4.1 受理通知

原著論文を受理した場合、編集委員会は、受理年月日を記した受理通知を著者に送付する。

4.2 審査

- 1) 編集委員が受理した論文は、査読者1名が査読し、その意見に基づいて編集委員会が掲載の可否を決定する。
- 2) 査読者が掲載不適とコメントした場合には、さらにもう1名の査読者の意見を求める。
- 3) 編集委員会は、著者に論文の修正を求めることができる。
- 4) 論文が修正のために著者の手もとに返送されたまま、6ヶ月以上通過した場合は、その論文は取り下げられたものとみなす。
- 5) 掲載が決定されたときは、著者に通知する。

4.3 校正

- 1) 初校は著者の責任において行う。著者校正は初校に限る。
- 2) 原則として誤植の訂正に限る。

4.4 別刷

掲載された論文の著者は、別掲の規定により、別刷の代金を支払わねばならない。

5. 著作権の譲渡

5.1 著作権の帰属

「日本マイクロ重力学協会誌」に掲載された原著論文およびその他の記事の著作権は、日本マイクロ

重力学協会(以下、本学会という)に帰属する。

5.2 例外規定

著者が原著論文その他の記事の著作権を本学会に譲渡するにあたり、本学会は、以下の権利については、著者もしくは著者の所属する機関が無償で実施することを認める。

- 1) 著作権を除く、掲載論文および記事の内容に係わる工業所有権などの諸権利。
- 2) 他の論文等に掲載論文および記事の全部または一部を用いること。
- 3) 掲載論文および記事を著者もしくは著者の所属する機関が私的利用のために複製すること。ただし、その条件として以下の規定を遵守すること。
 - (1) 出典が本学会誌であることを明示すること。
 - (2) 本学会が著作権を所有することを明示すること。
 - (3) 非売品であること、なお、本学会は、複製された論文および記事については責任を持たない。
 - (4) 掲載論文あるいは記事の出版前に、論文あるいは記事の全部もしくは一部を限定配布すること。

6. 規定の改定

本規定の改定は、編集委員会が理事会の承認を得て行う。

原稿送付および問い合わせ先

日本マイクロ重力学協会事務局

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-62-8-507 (有)ワズ内

TEL : 03-5950-1290 FAX : 03-5950-1292

E-Mail : jasma@words-smile.com